

(狂犬病予防法の特例)

第二十三条 市町村（地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市を除く。以下この条及び別表第十三号において同じ。）が、その設定する構造改革特別区域における狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第三条第一項に規定する狂犬病予防員（次項において「都道府県知事任命予防員」という。）の数が当該市町村の区域の範囲に比して少ないことから狂犬病の発生を予防するためには同法第六条第一項から第三項まで、第七項及び第九項並びに第二十一条に規定する事務（以下この条において「犬の抑留に係る事務」という。）を当該市町村が自ら行う必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該市町村の長は、同法第三条第一項、第六条及び第二十一条の規定にかかわらず、当該市町村の職員で獣医師であるもののうちから狂犬病予防員を任命し、犬の抑留に係る事務を行わせることができる。

【事業の名称】 市町村による狂犬病予防員任命事業

【現行制度の概要】

狂犬病予防法第3条及び第6条の規定に基づき、都道府県知事（地域保健法第5条第1項の規定に基づく政令で定める市又は特別区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）は自らが任命した狂犬病予防員（以下「都道府県知事任命予防員」という。）をして、犬の登録及び予防注射を受けていない等の犬（以下「野犬」という。）の抑留を行わせることとされています。

これは、野犬を放置することなく抑留することで、狂犬病を予防することを目的とするものです。

【特例措置の内容】

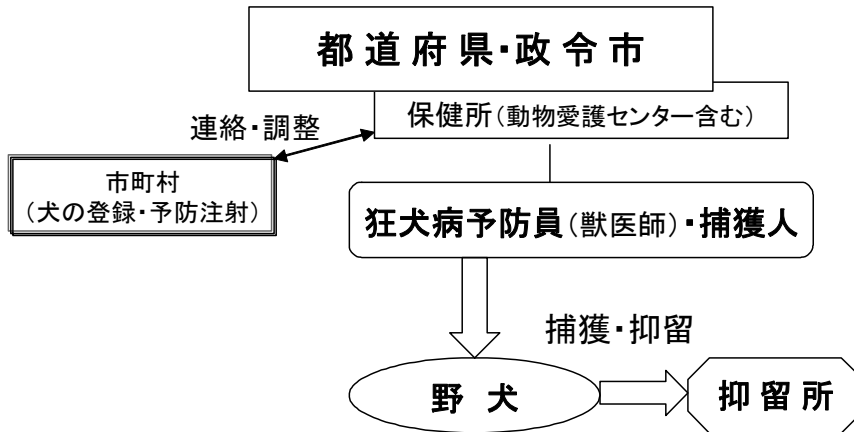
都道府県知事任命予防員は、抑留に係る事務に直接従事するものであり、その配置については、第一線機関である保健所に必要数を配置するよう、通知により要請されています（「狂犬病予防法の施行について」（昭和25年10月5日付け発衛第170号厚生事務次官通知））。しかし、保健所によっては、都道府県知事任命予防員が配置されていないか又は配置されていても少数であって、管轄内の市町村において野犬が発生した際に抑留を行うことが困難である場合もあり、実際に野犬による被害が発生している市町村も存在しています。

このため、野犬の放置による狂犬病の発生を予防する観点から、市町村（保健所を設置する市又は特別区を除く。以下同じ。）自らが狂犬病予防員を任命し、野犬の抑留を行うことができるよう、狂犬病予防法の特例を設けるものです。

犬の抑留に係る権限の市町村への拡大について

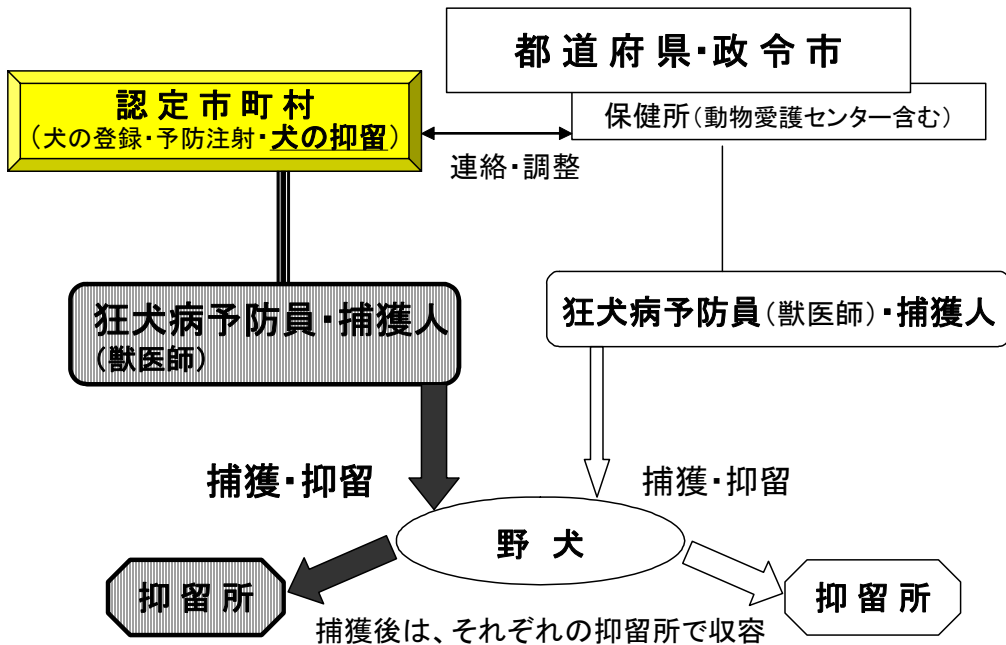
現行制度

都道府県知事等は、狂犬病予防法に基づき、任命した狂犬病予防員を保健所に設置し、犬の登録や狂犬病の予防注射を受けていない等の犬（野犬）の抑留を行う。



特例措置

認定された構造改革特別区域内においては、市町村長も狂犬病予防員を任命し、野犬の抑留を行うことができる。



【趣旨】

野犬の放置による狂犬病の発生を予防する観点から、市町村自らが狂犬病予防員を任命し、犬の抑留に係る事務を行うことができるよう、狂犬病予防法の特例を設けるものです。

【説明】

市町村長は、狂犬病予防法第3条、第6条及び第21条の規定にかかわらず、当該市町村の職員で獣医師であるもののうちから狂犬病予防員を任命し、当該狂犬病予防員（以下「市町村長任命予防員」という。）に犬の抑留に係る事務を行わせるようにするものです。

ただし、犬の抑留については、都道府県により、主に第一線機関である保健所を通じて実施されてきたものであることにかんがみ、このような特例措置の適用を受けるためには、都道府県による犬の抑留が適切に行われておらず、狂犬病の予防の発生を予防するためには当該市町村が自ら抑留に係る事務を行う必要があると認めて、構造改革特別区域計画の認定を受けることを条件としています。

○ 狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）

（狂犬病予防員）

第三条 都道府県知事は、当該都道府県の職員で獣医師であるもののうちから狂犬病予防員（以下「予防員」という。）を任命しなければならない。

2 （略）

（抑留）

第六条 予防員は、第四条に規定する登録を受けず、若しくは鑑札を着けず、又は第五条に規定する予防注射を受けず、若しくは注射済票を着けていない犬があると認めたときは、これを抑留しなければならない。

2 予防員は、前項の抑留を行うため、あらかじめ、都道府県知事が指定した捕獲人を使用して、その犬を捕獲することができる。

3 予防員は、捕獲しようとして追跡中の犬がその所有者又はその他の者の土地、建物又は船車内に入った場合において、これを捕獲するためやむを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において、その場所（人の住居を除く。）に立ち入ることができる。但し、その場所の看守者又はこれに代るべき者が拒んだときはこの限りでない。

4 （略）

5 第三項の規定は、当該追跡中の犬が人又は家畜をかんだ犬である場合を除き、都道府県知事が特に必要と認めて指定した期間及び区域に限り適用する。

6 （略）

7 予防員は、第一項の規定により犬を抑留したときは、所有者の知れているものについてはその所有者にこれを引き取るべき旨を通知し、所有者の知れていないものについてはその犬を捕獲した場所を管轄する市町村長にその旨を通知しなければならない。

8 （略）

9 第七項の通知を受け取った後又は前項の公示期間満了の後一日以内に所有者がその犬を引き取らないときは、予防員は、政令の定めるところにより、これを処分することができる。但し、やむを得ない事由によりこの期間内に引き取ることができない所有者が、その旨及び相当の期間内に引き取るべき旨を申し出たときは、その申し出た期間が経過するまでは、処分することができない。

10 前項の場合において、都道府県は、その処分によつて損害を受けた所有者に通常生ずべき損害を補償する。
(抑留所の設置)

第二十一条 都道府県知事は、第六条及び第十八条の規定により抑留した犬を收容するため、当該都道府県内に犬の抑留所を設け、予防員にこれを管理させなければならない。

2 狂犬病予防法第三条第二項、第六条、第二十条及び第二十一条の規定の適用については、前項の規定により市町村の長の任命を受けた狂犬病予防員（次項において「市町村長任命予防員」という。）を都道府県知事任命予防員とみなす。この場合において、同法第六条第二項中「都道府県知事」とあるのは「構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十三条第一項の規定により認定を受けた市町村（第五項及び第十項並びに第二十一条において「認定市町村」という。）の長」と、同法第五項及び第二十一条中「都道府県知事」とあるのは「認定市町村の長」と、第六条第十項中「都道府県」とあるのは「認定市町村」と、第二十一条中「当該都道府県」とあるのは「当該認定市町村」と読み替えるものとする。

【説明】

市町村長任命予防員については、都道府県知事任命予防員とみなし、野犬の捕獲及び抑留並びに抑留所の管理を行わせることとするものです。

なお、この場合にあっても、狂犬病予防法に基づく都道府県による抑留に係る権限が失われるものではありません。

○ 構造改革特別区域法による読替え後の狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）

（下線部は、読替箇所）

（抑留）

第六条 （略）

2 予防員は、前項の抑留を行うため、あらかじめ、構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十三条第一項の規定により認定を受けた市町村（第五項及び第十項並びに第二十一条において「認定市町村」という。）の長が指定した捕獲人を使用して、その犬を捕獲することができる。

3・4 （略）

5 第三項の規定は、当該追跡中の犬が人又は家畜をかんだ犬である場合を除き、認定市町村の長が特に必要と認めて指定した期間及び区域に限り適用する。

6～9 (略)

10 前項の場合において、認定市町村は、その処分によつて損害を受けた所有者に通常生ずべき損害を補償する。

(抑留所の設置)

第二十一条 認定市町村の長は、第六条及び第十八条の規定により抑留した犬を収容するため、当該認定市町村内に犬の抑留所を設け、予防員にこれを管理させなければならない。

3 第一項の場合においては、狂犬病予防法第二十三条の規定にかかわらず、市町村長任命予防員が行う犬の抑留に係る事務に要する費用は、同条に規定する犬の所有者が負担する犬の抑留中の飼養管理費及びその返還に要する費用を除き、市町村の負担とする。

【説明】

狂犬病予防法第23条の規定にかかわらず、市町村長任命予防員が行う抑留に係る事務に要する費用については、同条に規定する犬の所有者が負担する抑留中の飼養管理費及びその返還に要する費用を除いて、市町村の負担によるものとするものです。

○ 狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）

(費用負担区分)

第二十三条 この法律の規定の実施に要する費用は、次に掲げるものを除き、都道府県の負担とする。

第一 国の負担する費用

第七条の規定による輸出入検疫に要する費用（輸出入検疫中の犬等の飼養管理費を除く。）

第二 犬等の所有者の負担する費用

一 第四条の規定による登録の手續に要する費用

二 第五条及び第十三条の規定による犬の予防注射の費用

三 第六条及び第十八条の規定による犬の抑留中の飼養管理費及びその返還に要する費用

四 第七条の規定による輸出入検疫中の犬等の飼養管理費

五 第八条の規定による届出に要する費用

六 第九条の規定による隔離及び指示により行つた処置に要した費用